

第二百十二回
会議院憲法審査会議録第一二号

令和五年十二月六日(水曜日)
午後一時開会

委員の異動

十一月十五日

辞任

藤井 一博君

大椿ゆうこ君

十一月十六日

辞任

永井 学君

十二月五日

辞任

赤池 誠章君

中西 祐介君

古賀 千景君

嘉田由紀子君

山本 太郎君

出席者は左のとおり。

会長

幹事

中曾根弘文君

浅尾慶一郎君

片山さつき君

佐藤 正久君

松下 新平君

山本 順三君

小西 洋之君

辻元 清美君

西田 実仁君

片山 大介君

大塚 耕平君

山添 拓君

委員

青山 繁晴君

事務局側

局長憲法審査会事務

加賀谷ちひろ君

○山本順三君 自由民主党、憲法審査会筆頭幹事
の山本順三です。
今後の憲法審査会の進め方について申し上げた
いと思います。

憲法公布後七十六年が過ぎ、社会も人々の考え方
も大きく変化をし、当時想定していかなかった事
態に直面している以上、改めて国民の皆様に憲法
はどうあるべきか考え方を伺うときが来ているとい
うふうに思つております。

院議員が選出され国会が召集されるまでの間、で
門委員会において精力的に議論されていることか
ら、まずはその議論の進展を見てはどうかと考え
ておるところでもあります。

ただし、現在、参議院改革協議会の選挙制度専
門委員会において緊急事態対応について申し上げます。

この議論では、我が会派から、緊急集会は、衆
議院議員の不存在により国会が召集できない場合
に緊急の必要が発生したとき、総選挙により衆議

本日の会議に付した案件

○日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基
本法制に関する調査
(憲法に対する考え方について)

そこで、本憲法審査会としては、これまで表明
された各会派の意見等を集約し、今後の議論の方
向性を見出し、論点を絞った形で議論を進め、成
果をまとめ上げていくことで責務を果たすべきだ
と考えております。

本憲法審査会は、令和四年参議院選挙定数較差
訴訟の最高裁判決について、先般、説明聽取と意
見交換を行いました。また、さきの通常国会で
も、緊急集会については四回、合区問題について
は二回、双方についての意見表明を一回、計七回
にわたり、有識者からの意見聽取も含めて活発に
議論を重ねてまいりました。

その上で、合区問題等について進め方の考えを
申し上げます。

合区対象県の投票率の低下は参議院として無視
できない民主主義の根幹に関わる重要な問題であ
ること、全国知事会から憲法改正による合区解消
と現行憲法の地方自治の規定の充実を求める声が
寄せられていること、さきの最高裁合憲判決が本
憲法審査会における議論に触れたことについて
は、較差の是正を含む選挙制度改革に向けた参議
院の努力の一つとして言及されたものと理解し、
引き続き本審査会での議論が求められていくと考
えられるところなどから、本憲法審査会において議
論を深めていくことが重要だと考えております。

ただ、現在、参議院改革協議会の選挙制度専
門委員会において緊急事態対応について申し上げます。

す。

なお、委員間の意見交換において発言を希望さ
れる方は、各会派からの意見表明の間にあらかじ
め氏名標をお立てください。

それでは、まず各会派一名ずつ、各五分以内で
御意見を順次お述べいただきたいと存じます。

山本順三君。
○山本順三君 自由民主党、憲法審査会筆頭幹事
の山本順三です。

今後の憲法審査会の進め方について申し上げた
いと思います。

憲法公布後七十六年が過ぎ、社会も人々の考え方
も大きく変化をし、当時想定していかなかった事
態に直面している以上、改めて国民の皆様に憲法
はどうあるべきか考え方を伺うときが来ているとい
うふうに思つております。

きる限り民主政治を徹底しながら暫定的な処置等を可能とするものとの見解を示したところです。そこから、参議院の緊急集会は、衆議院解散のみならず、任期満了後の衆議院議員の不存も含まれるとの解釈を申し上げました。緊急集会を開く期間についても、特別国会が開催されるまでの最長七十日間との考え方述べてまいりました。そたときに憲法に条文がないエマージェンシーパーに委ねることについて、民主政治の視点から議論の進展が不可欠であると申し上げました。

そして、他会派からも、我が会派と同様の意見やあるいはまた異なる意見が表明され、その後の幹事懇では、作成指示を受けて事務局がまとめた発言内容整理表案が示され、論点ごとに共通点やあるいは相違点が明らかにされたところであります。

そこで、これまでの議論を踏まえ、二院制の下、憲法五十四條に参議院に与えられた緊急集会、さらに、これを含めて緊急事態対応についてもしつかりと議論を深め、統一の見解を求めていきことはまさに憲法審査会の責務であると考えます。また、ただいま掲げた論点以外にも、我が党が主張している自衛隊の明記、教育充実についても具体的かつ本格的に議論を深めていく時期ではないかと考えております。

以上、今後の憲法審査会の進め方について申し上げました。

○会長(中曾根弘文君) 辻元清美君。

○辻元清美君 立憲民主・社民の辻元清美です。本日は、国民投票法の議論の必要性を提起したいと思います。

二〇〇七年、十六年前、国民投票法が成立いたしましたが、当時、私は衆議院特別委員会の委員として国民投票法の議論を重ねてまいりました。現在、この頃には思いも及ばなかつた事態に直面していると危機感を深めています。それは、デジタル技術や生成AIなどの進展によってティー

ブフェイクと呼ばれる偽画像が社会を混乱させ、民主主義を脅かす事態を招いているということでかという朝日新聞の世論調査がありました。七項目から複数回答できる調査でした。一位が憲法改正のための国民投票の在り方で四六%、二位がデジタル時代における人権保障の在り方で四四%でした。ちなみに、緊急事態時の国会議員の任期延長は一八%にすぎず、七項目め、下から二番目で

この世論調査の結果から、国民はデジタル時代の便益も感じつつ、自分たちの人権や生活だけではなく、選挙や改憲の国民投票までもがゆがめられかねないと危機感を強めていることが読み取れます。

先日、生成AIを利用して岸田総理らの偽発言を作り出せるアプリがネット上に公開され、一層危機感が高まっています。

アメリカでは、AIが勝手に自身の改良を始め、世論誘導などのコントロールができなくなるといったリスクまで指摘され、来年の大統領選挙を控え、公正な選挙と民主主義をAIの干渉から守る取組の検討が始まっています。また、台湾では、来年一月の總統選挙を控え、他国との関与も疑われる偽情報が急増していると言われております。先日、G7議長国日本は、偽情報拡散を防ぐための対策を重視した広島プロセスの声明文を先日まとめました。

さて、そんな中で、二〇二一年、二年前の国民投票法改正のとき、これらのことの懸念も出ておりました。そういう関係から、附則の第四条の二に、イ、国民投票運動等のための広告放送及びインターネット等を利用する方法による有料広告の制限、ロ、国民投票運動等の資金に係る規制、ハ、国民投票に係るインターネット等の適正な利用の確保を図るために方策の実現を求めることが求められています。

この改正議論のとき、発議者からは、附則四条の趣旨として、法改正なくして改憲発議はできない、また、与党的な発議者からも、自由と公平公正、このバランスを回復するために所要の措置を講じることが必要、法改正が必要ではないかと答弁していることを改めて確認したいと思います。

この議論のときよりも更にAI、生成AIによるフェイクなどの深刻度が増していますので、本審査会での問題を放置しておくことはできないと、議論を深めるべきだと提起をいたしたいと思います。

あわせて、国民投票法で規定されている広報協議会の在り方についても議論が求められておりま

す。国民投票が偽情報でねじ曲げられるような状況は、憲法改正に賛成、反対、立場は関係なく放置できない問題であると考えます。

最後に、先日の予算委員会では、岸田総理の任期中に憲法改正をと、いう発言を取り上げ、議論をいたしました。私が、議会のことは議会で決める、いいですねと念押しすると、岸田総理は議会に任せると同意をされました。立法府の矜持を持つて議論を進めていきたいと思っています。

一方、昨日は自民党的な会合で同様の発言をされ

たようですが、今大きな問題が発生しています。

バーティー券キックバック裏金問題です。裏金疑惑にけじめも付けられず、憲法改正について、私は、岸田総理が語られたこと、語る資格があるのかしらと実は思つてしましました。政治の信頼なくして憲法論議は成り立ちません。この中に関係者はいないと私は信じておりますけれども、しっかりとやはり政治の信頼を取り戻す、これは憲法の論議の土台になるということを申し上げて、私の発言を終わります。

○会長(中曾根弘文君) 塩田博昭君。

さて、そんな中で、二〇二一年、二年前の国民投票法改正のとき、これらのことの懸念も出ておりました。そういう関係から、附則の第四条の二に、イ、国民投票運動等のための広告放送及びインターネット等を利用する方法による有料広告の制限、ロ、国民投票運動等の資金に係る規制、ハ、国民投票に係るインターネット等の適正な利用の確保を図るために方策の実現を求めることが求められています。

この改正議論のとき、発議者からは、附則四条

の活動期間等は限定的と解釈すべきという意見が述べられました。そして、緊急集会の期間や権限について、現時点では何も歟止めがない状態であり、拡大解釈は危険との指摘もなされています。その上で、緊急集会で全て対応するのではなく、憲法改正により衆議院議員の任期を延長して二院制を維持する方が権力分立と国民主権の観点から優れているとの指摘がなされています。

しかしながら、そもそも憲法制定時の帝国議会において金森大臣は、緊急集会について、民主政治を徹底させて国民の権利を十分擁護するために政府の一存で行う处置を極力防止しようとするものであると答弁しております。つまり、緊急集会は権力分立と国民主権を保つために設けられた制度なのです。

さらに、本審査会で五月に土井参考人が指摘したとおり、緊急集会の開催を要求し案件を提示する権限を持つのは、衆議院に基礎を置く内閣です。その内閣を統制するための審議、議決権を参議院に認めるだけでなく、事後の同意権を衆議院にも、衆議院に持たせることで、内閣、衆議院、参議院それぞれの権力が分立し、互いに抑制することによつてバランスを取ることができる制度設計となっています。

一方、議員任期の延長については、長谷部参考人からそのリスクについて指摘がありました。衆議院議員の任期が延長された場合、選挙で選ばれていない衆議院議員のいる状況であるにもかかわらず、国会の権限が行使され、通常時と変わらずに法律制定ができるようになり、緊急時の名を借りて通常時の法制度そのものを大きく揺らすような法律が次々に制定されるリスクがあるということになります。

つまり、権力分立と国民主権の観点から、緊急集会と議員任期の延長のいずれが優れていけるとは言い切れず、それぞれの優れた点や問題点を細やかに洗い出す必要があるのでないでしょうか。今後の本審査会において我が会派の西田幹事が示し

た、衆議院の解散後又は任期満了前後に災害など緊急事態が発生した場合における対応策としての二案を含め、緊急集会の権限、その活動期限、議員任期の延長等について更なる議論がなされることを希望いたします。

合団の角酒について意見を申し上げます。台区について、私ども公明党は、特定の県のみがその県から議員を選出できない制度となつていて、そのため住民から多くの不満が出ていることを認識しており、改める必要があるとの立場であります。

合区の解消を図るべきとの意見もありますが、日本憲法は衆参両議院の議員を全国民の代表としております。また、法の下の平等を踏まえれば、一人一人の投票価値はできるだけ平等であることが重要です。

この二つを両立させるために、私ども公明党は、かねてより全国を十一のブロック単位とする個人名投票による大選挙区制を提唱しております。そうすることで、憲法が求める投票価値の平等を更に追求しながら、参議院選挙区の持つ独自の地域代表的な性格と両立、調和させることを通して、参議院全体としての全国民の代表としての性格を保つことが可能となります。

今後も人口やその分布が変動することは避けられない状況の中で、頻繁に選挙の仕組みを変更する必要がない安定的な制度を更に追求していく必要があります」ということを申し上げて、私の発言を終ります。

○会長(中曾根弘文君) 猪瀬直樹君。猪瀬直樹君。
○猪瀬直樹君 日本維新の会の猪瀬直樹です。
日本の意思決定はロジックでなく空気によって
つくられて動いていくと、それでよいのかという
テーマで述べさせていただきます。

2

本日は、この曖昧さが我が国の国際貢献を妨げ、防衛産業の発展を阻害する結果を招いてきたことを防衛装備移転三原則の歴史的経緯を振り返りながらお話ししたいと思います。

昭和二十五年から始まつた朝鮮戦争の中で、当時のGHQの生産許可を得て、日本の防衛産業は兵器や砲弾の製造を行いました。その結果、日本はいわゆる朝鮮特需で戦後復興を果たします。その後、一九六〇年代に東南アジア等への輸出も行われていましたが、東大が開発したロケットがユーロスラビアに輸出された件をきっかけとして、共産圏諸国、国連禁輸国、国際紛争当事国等への武器輸出を禁止すると、いわゆる武器輸出三原則が佐藤総理の国会答弁として一九六七年に表明されました。

お配りした資料、ちょっと見てください。資料の一番左の部分です。この今まで輸出禁止地域以外への武器輸出は可能とされていたのですが、野党からの批判を受けて通産省が慎重に対応するようになり、民間機YS-11のフィリピン軍への輸出にも否定的な方針を立てたりしました。

武器輸出三原則は法律で規定されたものではありませんでしたが、外為法上の輸出許可品目となつており、その許可権限は当時通産大臣が持っています。当時も民間産業界には武器輸出や国際共同開発のニーズはありましたが、それにもかかわらず国会での追及などを受け、徐々にその制約はきつくなりました。

資料左から二番目ですが、一九七六年の二月に、当時の三木内閣が武器輸出に関する統一見解を表明しました。このとき、三原則対象地域以外の地域については、憲法及び外國為替及び外國貿易管理法の精神にのつとり、武器の輸出を慎むものとすると。慎むものとする記述されたことで、これまで外為法の運用基準になかった武器輸出抑制政策が憲法及び付け加えられたことにより、憲法の平和主義精神と結び付けられてしまつたのです。

七

三原則は憲法の平和主義の精神にのつとつたものと答弁したり、八三年に山中貞則通産大臣が、日本は人を殺傷するための武器を輸出する国に絶対してはいけないし、ならないと答弁しました。憲法とのひも付けが明確な根拠もなく、平和とう言葉が無制限に膨張していきました。

日本という国が一旦強化された規範や規制を緩めるのは容易なことではありません。資料の右側にあります。その後、一九八三年以降、アメリカに対する武器技術の供与を始めとする個別の例外化措置が十八回行われ、また、二〇一一年十二月の野田内閣において、防衛装備品等の海外移転に関する基準が官房長官談話として出され、例外化措置の類型化が行われましたが、曖昧なまま規範となってしまった。実質的な原則全面禁止、例外として一部のみ認めるという政府の姿勢は変わりません。すなわち、禁止というネガリストの上に、やれることを列举するポジリスト型になってしましました。

二〇一四年四月に安倍内閣において策定された防衛装備移転三原則は、この憲法との曖昧な結び付きを再構成しようとする試みでした。ここでようやく積極的平和主義を打ち出し、憲法における武器輸出の解釈を国際法上のものに近づけ、一九六七年の佐藤総理の答弁に立ち返ろうとしたのです。しかし、その後実現した完成品輸出の成功例はフィリピンへの地上警戒管制レーダー輸出のたった一件のみです。

この実態を改善すべく、三原則の運用指針見直しが与党実務者協議において議論されていると聞いていますが、なかなか議論が進まず、憲法の平和主義の狭隘な解釈に縛られているように思えます。

本来普遍的であるはずの国際平和主義が我が日本においては憲法と奇妙に結び付き、武器を忌避する特殊な世界が生まれてしまいました。その結果、今般のウクライナ紛争においても……。

○会長(中曾根弘文君) 時間を過ぎておりますの

卷之三

○猪瀬直樹君 防衛装備品の支援すら十分に行い得ない、そのできない理由として、これまた曖昧に三原則が持ち出されてしまう状況です。

この曖昧さから脱却して、我が国が国際法上の常識が通用する普通の国になるためにも、九条への自衛隊の明記を始めとした明確化、憲法に実態を織り込むことがどうしても必要だと考えます。以上です。どうもありがとうございました。

○会長(中曾根弘文君) 磯崎哲史君。

○磯崎哲史君 国民民主党・新緑風会の磯崎哲史です。意見を述べさせていただきます。

これまでの憲法審査会において様々なテーマに関する議論が行われてまいりました。この直近一年では参議院の緊急集会や選挙の一票の較差、合区問題について、それ以前では国会におけるオンライン審議、二院制、新しい人権、国民投票法改正などについて集中的に意見交換や参考人質疑が行われてきています。一つ一つが重要なテーマであり、丁寧な議論の積み重ねが重要だと考えていました。

こうした国会における議論に加えまして、国民民主党としても、憲法は国民のものであり、参加と公開が必要不可欠と考え、国民参加型、フルオープンの会議体を党内に設け、議論を重ねてまいりました。憲法学者を始め、多様な分野からの有識者の方々をお招きし、オンラインでのライブ配信を行うなど、双方向の意見交換を心掛け、フレットな対話を積み重ねることで現時点における論点の整理を行い、二〇二〇年十二月にその内容については公表をさせていただいているところであります。

例えば、人権分野においては、憲法制定時には予測できなかつた時代の変化に対応するため、人権保障のアップデートが必要だと考えています。特に人工知能とインターネット技術の融合が進む今、国際社会では個人のスコアリングと差別の問題や国民の様々な行動に不当な影響を与えるネット広告の問題などが指摘されています。デジタル

時代においても個人の自律的な意思決定を保障し、民主主義の基礎を守っていくため、データ基盤などの議論を深めていくことが必要と考えます。

密度が低いという日本国憲法の特徴がゆえ、時の権力による恣意的な解釈や運用を許しやすいという問題があると考えます。

こうした点については、国民が求める大切なルールについては明文化するなどの対応が考えられ、具体的には総理の解散権の制限や臨時国会の召集期限の明文化などの議論が必要だと考えます。

で顕在化した課題を解決する観点から、緊急時に
おける行政府の権限を統制するための対応策が必
要と考えます。この点に関しましては、いかなる
緊急事態においても国会機能を維持し、権力を統
制、分立することが重要であるとの考え方に基づ
き、日本維新の会、有志の会、国民民主党の三党
派にて議論を深めることで、衆議院の議員任期延
長や、緊急事態の状況下における内閣の権限行使
に当たつて国会の承認の必要性を明文化するなど
の考えをまとめさせていただき、そして提案をさ
せていただいているところでもあります。

以上、そうした私たちの問題意識の一例を申し
上げましたが、国民民主党は、憲法が定める基本
原則、人権尊重、国民主権、平和主義をこれから
も守り続けるために憲法の規範力を高めるための
議論を続けていくことが重要と考え、こうした論
点整理や提案を行つてまいりました。

今後も、更なる科学技術の進歩や社会の変化、将来の起こり得る災害を始めとした緊急事態に備え、基本的人権を保障する観点で私たちが何を想定し、どこまでを想定内として、そして統治体制をどのように整えていくのか、この憲法審査会で丁寧に議論を重ねていただけますことをお願い申し上げます。

意見について、より多くの国民の皆様により深く御理解をいただくためにも、今後の議論の参考とできるようその内容を整理の上、分かりやすく取りまとめていくなどの対応も必要と考えます。是非こうした点も今後検討いただけますことをお願い申し上げまして、私の意見とさせていただきます。

○会長(中曾根弘文君) 山添拓君
○山添拓君 日本共産党の山添拓です。

送りできない重要な課題と強調し、改憲発議に向けた手続を進めるための条文案の具体化にまで言及し、議論の加速を求めました。国会でお決めるだくことと断りながら繰り返し改憲論議をあおるのは、憲法尊重擁護義務を踏みにじるもので、そもそも許されません。

昨年十二月に閣議決定した安保三文書に基づき、空前の大軍拡を進める自衛隊を憲法に位置付けようとするものです。

程三千キロ、マツハ五で飛ぶ極超音速ミサイルなど、他国領土の奥深くに攻め込む長射程ミサイルです。専守防衛と相入れず、他国に脅威を与える

軍事大国となることは明瞭です。日米一体化の下、自衛隊が米軍の先制攻撃に集団的自衛権で参戦することになりかねず、その結果は日本への報復攻撃による国土の焦土化です。歴代政府の見解を説明もなく百八十度転換し、敵基地攻撃能力保有に突き進むのは、立憲主義を破壊する暴挙と言ふほかありません。

に進められています。国際紛争を助長する武器輸出は行わないとしてきた日本国憲法の下での平和主義を投げ捨て、死の商人国家へ堕落することは断じて許されません。

再開し、学校や難民キャンプを攻撃しています

せん。

十月のNHK世論調査で、岸田内閣が最優先で

取り組むべきこととして憲法改正を挙げた人は四
%にすぎません。国民の多くが改憲を政治の優先
課題として求めていません。先ほどの自民党から
の発言では、最初に挙げられた合区解消問題です
ら、まずは改革協での議論の進展を見てはどうか
というものでした。

今、憲法審査会を動かすべきではないということを改めて強調し、意見といたします。

○会長(中曾根弘文君) 大島九州男君。
○大島九州男君 大島九州男でございます。

憲法に対する考え方について、れいわ新選組の意見を申し上げます。

は、当時の世論調査で国政において国民が求める課題は、物価高、経済対策が一位で四二・六%、憲法改正は五位で五・六%にすぎないと指摘しました。今年十月の世論調査では更に差が開き、物価高対策を含む経済政策が一位で五〇%、憲法改正は六位で僅か四%となっています。国民が求め続けているのは、憲法改正ではなく、憲法が保障する生存権や幸福追求権を脅かしている物価高への対策であることは明らかです。

岸田總理は物価高対策として所得税、住民税の増収分を国民に還元するとしていますが、インバクトもスピード感もありません。我が会派は繰り返し主張しておりますが、法人税減税とセットで増税してきた消費税の廃止、つまり、負担を減らし使えるお金を増やす、これこそが最も国民党が実感しやすく、ふさわしい物価高対策ではありますか。

先日の予算委員会で山本代表が岸田総理に、なぜ消費税を減税、廃止しないのか問いましたけれども、説得力ある御答弁はいただけませんでした。

ております。そうすれば、車が必需品である地方における生活の負担軽減、物流コストの軽減による物価高の抑制になります。

先ほど御紹介した今年十月の世論調査の第二位は少子化対策でした。自民党は、教育充実についてという改憲条文イメージで平成三十年に発表しておりますが、また、岸田総理は異次元の少子化対策を挙げているところでもあります。

しかし、これらについて我が会派の意見を申し上げます。

まず、教育の充実や少子化対策のために憲法改正が必要か否かについて、我が会派は、これらの施策は現行法の運用や改正で十分対応できるものであるため、憲法改正は不要と考えています。

次に、少子化対策の中身についてです。今年三月に実施された九州の地方紙四紙の合同アンケートによると、重視する子供施策は世帯収入の多寡に関係なく教育費支出と答えた人が多く、その割合は五割強と突出し、重い負担感を訴える声が相次いだとのことです。政府のこども未来戦略方針の加速化プランでは、奨学金制度の充実と授業料後払い制度の創設などが掲げられていますが、これで本当に教育費の負担の軽減になるのでしょうか。

我が会派は、本当の教育の無償化、つまり、学ぶ気があれば借金せずに大学まで無料で行ける社会をつくるための大学院までの教育無償化、既に奨学金で借金を負つた人々の返済を免除する奨学生徳政令を以前から主張しております。加えて、我が会派としては、このような教育の無償化だけではなく、フリースクールといった民間での教育についても国が支援すべきだと思っておりますし、教育に民間の力を生かすことも必要だと考えていました。

されず、集団的自衛権の行使を盛り込んだ一連の法改正は白紙撤回すべきです。

また、米国の顔色をうかがつて核兵器禁止条約の参加を決断できないのは、世界で唯一の戦争被爆国である日本にとって情けないことです。速やかに核兵器禁止条約に署名、批准するべきです。

また、議員任期の延長改憲の根拠とされている参議院の緊急集会が七十日間前提の平時の制度という見解は立憲主義に反する異論であり、当改憲には断固反対をいたします。

以上、憲法に対する考え方を申し上げました。

山本代表も当審査会で繰り返し指摘をしておりますが、生存権や幸福追求権といった憲法に規定された基本的人権が憲法の趣旨のとおり保障されているか、憲法違反が生じていないかを調査することこそが当審査会の役割であります。

国民は憲法改正を求めていません。国民が求めているのは憲法が保障する基本的人権の充実、違憲状態の是正であり、そのことについて当審査会は議論すべきと申し上げて、私の発言を終わります。

○会長(中曾根弘文君) 以上で各会派の意見表明は終了いたしました。

次に、委員間の意見交換を行います。

一回の発言時間は各三分以内でお述べいただけたいと存じます。

なお、発言が終わりましたら、氏名標を横にお戻しください。

片山さつき君 参議院自民党の片山さつきです。

私も、これまで参議院憲法審査会で議論を深めてきた成果を生かす観点から、参議院の緊急集会を含む緊急事態対応について、明確になつた論点ごとに各会派から条文案を含む具体的な考えを提示し合い、それを基にしつかりとした議論を進めいくことで、国民の皆様に憲法の条文案をお示します。

次に、安全保障について、我が会派は集団的自衛権は憲法上認められないとの立場です。政府も従来そのような解釈でしたが、安倍政権にも、憲法改正もせずに閣議決定で解釈変更し、強行採決で立法化しました。憲法を飛び越えた立法は許

その上で、参議院の緊急集会を含む緊急事態対応についての具体的かつ前向きな議論を進めず、前回までの整理で一旦止めるということであれば、本憲法審査会においてここまで緊急事態対応と比較して議論が進んでいなかつた憲法への自衛隊の明記について課題として取り上げて、憲法改正原案などを審査するという本憲法審査会の設置には断固反対をいたします。

また、議員任期の延長改憲の根拠とされている参議院の緊急集会が七十日間前提の平時の制度という見解は立憲主義に反する異論であり、当改憲には断固反対をいたします。

以上、憲法に対する考え方を申し上げました。

山本代表も当審査会で繰り返し指摘をしておりますが、生存権や幸福追求権といつた憲法に規定された基本的人権が憲法の趣旨のとおり保障されているか、憲法違反が生じていないかを調査することこそが当審査会の役割であります。

国民は憲法改正を求めていません。国民が求めているのは憲法が保障する基本的人権の充実、違憲状態の是正であり、そのことについて当審査会は議論すべきと申し上げて、私の発言を終わります。

○会長(中曾根弘文君) 以上で各会派の意見表明は終了いたしました。

次に、委員間の意見交換を行います。

一回の発言時間は各三分以内でお述べいただけたいと存じます。

なお、発言が終わりましたら、氏名標を横にお戻しください。

片山さつき君 参議院自民党の片山さつきです。

また、ウクライナは専守防衛を掲げて、独立後、軍備を縮小させてきました。しかし、それにもかかわらず、ロシアは一方的に武力により侵略を開始し、ウクライナ国民の基本的人権をじゅうりんしているのであります。

国連も、残念ながら、ロシアが拒否権を有していません。このため、この蛮行を止めることができておられるがために、この蛮行を止めることができます。

このようないかで厳しい現実の中、自衛隊は、憲法九条一項、二項の下で、自衛権行使する実力組織として、日夜献身的な努力で日本と国民を守つています。しかし、自衛隊は憲法に明確に位置付けられておりません。自衛隊が合憲であると言いつける憲法学者は二割にすぎず、自衛隊を違憲の存在だと主張する政党もあります。我が国憲法と自衛隊の憲法上の位置付けがこんな状態でよいわけはありません。

既に我が党は条文イメージを示しております。各会派同様に条文案を含む緊急事態対応についての具体的かつ緻密な議論を通じて成果を得て、それを主権者たる国民の皆さんにお示して判断を仰ぐべきであります。

以上、私が考える本憲法審査会の進め方についての御意見を申し上げさせていただきました。是非御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○会長(中曾根弘文君) 福島みづほ君

立憲・社民共同会派の福島みづほ君

緊急事態条項の創設について述べます。

自民党日本国憲法改正案に、緊急事態条項は、内閣は法律と同じ効力を持つ政令を作ることができます。

内閣は法律と同じ効力を持つ政令を作ることができます。国会は、憲法四十一条が定めるとおり、唯一の立法機関です。主権者である國民から選ばれている国会でしか立法ができません。

しかし、内閣が法律と同じ効力を持つ政令を作り、基本的人権を制限することもできるとなれば、まさに立憲主義の否定です。国会の否定、基本的人権の否定です。ナチス・ドイツの国家授権法は内閣限りで基本的人権を制限できるとしていたために、あの暴虐の限りが可能でした。緊急事態条項は、ナチス・ドイツの緊急事態条項と同じです。

衆議院の憲法審査会で議論している緊急事態条項、国会議員居座り改憲は、まさに非常に危険であります。国民が選挙で政治を変えたいと思っても、任期を延長し、国会議員が居座り、選挙をさせないからです。民主主義の否定です。

また、緊急事態条項は戒厳令の役割を果たしかねません。百年前、日本の政府は、朝鮮人の暴徒化を理由に戒厳令をしき、暴徒化しているので戒厳令をしいた、今後監視をするようにとの電信文を地方に発出します。このことが、デマを本当にと人々が思い込み、むしろ政府にあおられ、混乱

| |
|---|
| <p>すためにも、緊急事態条項の発議は必要不可欠です。特に、緊急時にも国会機能を維持するために国会議員の任期延長については各党の合意形成が進もうとしています。早急に憲法改正原案を詰める作業に入るべきです。</p> <p>次に、国防状況、自衛隊明記の必要性についてですが、御承知のとおり、憲法九条には自衛隊の存在が明記されておりません。遺憾ながら、自衛隊は解釈によって合憲の存在とされているわけです。</p> <p>そのために、今なお、共産党など一部の野党、憲法学者の多数、一般の国民の自衛隊、一部の国民が自衛隊違憲論を主張しているのは厳然たる事実です。国家国民を守るために命懸けで崇高な任務に当たっている自衛官に対して報いるためにも、自衛隊の存在を憲法に明記すべきです。</p> <p>最後ですが、憲法改正案の早期作成のために提案をさせていただきます。</p> <p>憲法審査会は、多数の意見によって、多数の委員によつて様々な憲法関連のテーマを審議しなければなりません。そこで、衆参両院の憲法審査会規程第七条、「憲法審査会は、小委員会を設けることができる。」を生かして、憲法改正原案を具体的に詰めるために憲法審査会の下に憲法改正、憲法、下に改正原案作業チームを設けて、そこで緊急事態条項、自衛隊明記に関する詰めた議論を行い、その結果を憲法審査会に報告していくだけようにならうでしょうか。よろしく幹事会での御検討をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>○会長(中曾根弘文君) 熊谷裕人君。</p> <p>○熊谷裕人君 立憲民主・社民の熊谷裕人です。</p> <p>私からは、大規模災害などの際に緊急に立法機能の確保のために衆議院の解散時や任期満了時にいて衆議院議員の任期を延長する主張、主張する論がありますが、選挙を経ていないことでその民主的正統性に疑義が生じることからして、任期延長のための憲法改正は必要でなく、参議院の緊急集会をしっかりと活用すべきと主張させていた</p> <p>だときたいと思います。</p> <p>緊急集会は二院制の例外という単純な見解がありますが、憲法制定時の金森担当大臣が、衆議院議員の任期延長を明確に否定する一方で、衆議院では、どんなに精緻な憲法を定めても口実を付けますが、御承知のとおり、憲法九条には自衛隊の存在が明記されておりません。遺憾ながら、自衛隊は解釈によって合憲の存在とされているわけです。</p> <p>そのため、今なお、共産党など一部の野党、憲法学者の多数、一般の国民の自衛隊、一部の国民が自衛隊違憲論を主張しているのは厳然たる事実です。国家国民を守るために命懸けで崇高な任務に当たっている自衛官に対して報いるためにも、自衛隊の存在を憲法に明記すべきです。</p> <p>最後ですが、憲法改正案の早期作成のために提案をさせていただきます。</p> <p>憲法審査会は、多数の意見によって、多数の委員によつて様々な憲法関連のテーマを審議しなければなりません。そこで、衆参両院の憲法審査会規程第七条、「憲法審査会は、小委員会を設けることができる。」を生かして、憲法改正原案を具体的に詰めるために憲法審査会の下に憲法改正、憲法、下に改正原案作業チームを設けて、そこで緊急事態条項、自衛隊明記に関する詰めた議論を行い、その結果を憲法審査会に報告していくだけようにならうでしょうか。よろしく幹事会での御検討をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>○会長(中曾根弘文君) 熊谷裕人君。</p> <p>○熊谷裕人君 立憲民主・社民の熊谷裕人です。</p> <p>私からは、大規模災害などの際に緊急に立法機能の確保のために衆議院の解散時や任期満了時にいて衆議院議員の任期を延長する主張、主張する論がありますが、選挙を経ていないことでその民主的正統性に疑義が生じることからして、任期延長のための憲法改正は必要でなく、参議院の緊急集会をしっかりと活用すべきと主張させていた</p> <p>だときたいと思います。</p> <p>緊急集会は二院制の例外という単純な見解がありますが、憲法制定時の金森担当大臣が、衆議院議員の任期延長を明確に否定する一方で、衆議院では、どんなに精緻な憲法を定めても口実を付けますが、御承知のとおり、憲法九条には自衛隊の存在が明記されておりません。遺憾ながら、自衛隊は解釈によって合憲の存在とされているわけです。</p> <p>そのため、今なお、共産党など一部の野党、憲法学者の多数、一般の国民の自衛隊、一部の国民が自衛隊違憲論を主張しているのは厳然たる事実です。国家国民を守るために命懸けで崇高な任務に当たっている自衛官に対して報いるためにも、自衛隊の存在を憲法に明記すべきです。</p> <p>最後ですが、憲法改正案の早期作成のために提案をさせていただきます。</p> <p>憲法審査会は、多数の意見によって、多数の委員によつて様々な憲法関連のテーマを審議しなければなりません。そこで、衆参両院の憲法審査会規程第七条、「憲法審査会は、小委員会を設けることができる。」を生かして、憲法改正原案を具体的に詰めるために憲法審査会の下に憲法改正、憲法、下に改正原案作業チームを設けて、そこで緊急事態条項、自衛隊明記に関する詰めた議論を行い、その結果を憲法審査会に報告していくだけようにならうでしょうか。よろしく幹事会での御検討をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>○会長(中曾根弘文君) 山谷えり子君。</p> <p>○山谷えり子君 自由民主党、山谷えり子でござります。</p> <p>憲法学者の多数、一般の国民の自衛隊、一部の国民が自衛隊違憲論を主張しているのは厳然たる事実です。国家国民を守るために命懸けで崇高な任務に当たっている自衛官に対して報いるためにも、自衛隊の存在を憲法に明記すべきです。</p> <p>そのため、今なお、共産党など一部の野党、憲法学者の多数、一般の国民の自衛隊、一部の国民が自衛隊違憲論を主張しているのは厳然たる事実です。国家国民を守るために命懸けで崇高な任務に当たっている自衛官に対して報いるためにも、自衛隊の存在を憲法に明記すべきです。</p> <p>最後ですが、憲法改正案の早期作成のために提案をさせていただきます。</p> <p>憲法審査会は、多数の意見によって、多数の委員によつて様々な憲法関連のテーマを審議しなければなりません。そこで、衆参両院の憲法審査会規程第七条、「憲法審査会は、小委員会を設けることができる。」を生かして、憲法改正原案を具体的に詰めるために憲法審査会の下に憲法改正、憲法、下に改正原案作業チームを設けて、そこで緊急事態条項、自衛隊明記に関する詰めた議論を行い、その結果を憲法審査会に報告していくだけようにならうでしょうか。よろしく幹事会での御検討をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p> |

終わります。

○会長(中曾根弘文君) 山谷えり子君。

○山谷えり子君 自由民主党、山谷えり子でござります。

厳しい国際情勢、大規模自然災害、感染症パンデミックやテロ、サイバー攻撃等の脅威を前に、議員の任期延長を明確に否認する一方で、衆議院では、どんなに精緻な憲法を定めても口実を付けられて破壊されるおそれが絶無とは断言し難いという

議員から成る国民代表機関であり、全体の改選期のない万年議会である参議院に二院制国会の代行機能を託すことにより、民主政治を徹底させて國民の権利を十分擁護するという根本趣旨に立脚するすばらしい制度です。

そして、この緊急集会は、国会議員の任期の延長は許されず、必ず選舉に訴えて国会と国民の表裏一体化を現実化すると、その旨の金森答弁が示す国会の選挙時の保障とともに、失礼しました、国民の選挙権の保障とともに、内閣や衆議院議員の立場においても一刻も早い選挙の実施を必然とする点の絞り込みなど、前進しています。私は、特に

は憲法の議論が必要です。特に、国民の権利、義務の関わる危機管理に關しては、法律の背景への

理解、いざというとき、何がどこまでできるのか

という問題意識の共有化が必要です。

今、憲法改正の機は熟しつつある、世論は変わってきてています。憲法審査会もここに来て、論点の絞り込みなど、前進しています。私は、特に

緊急の課題として、自衛隊の明記と緊急事態条項の創設の条文案具体化を進めるべきだと強く

理解、いざというとき、何がどこまでできるのか

という問題意識の共有化が必要です。

実と憲法の乖離を体験した世代はない、国民投票は新しい時代を国民の手でどうぐるかだという問題意識が打ち出されています。

日本を沈ませてはならない、暮らしを守り、国民から奪い続けたなりません。改正原案の条文作り作業を時代の変化を見詰めてスタートさせましょう。

○会長(中曾根弘文君) 小沢雅仁君。

○小沢雅仁君 立憲民主・社民の小沢雅仁です。

議員任期延長改憲論について意見を申し上げます。

任期延長改憲の論拠となつている緊急集会七十日間限説は、憲法審改憲を主張する会派の説明では、五十四条一項の四十日プラス三十日といふ文理解釈によつてのみ、緊急集会を次の新しい国会が七十日以内に召集されることを前提とした平時の制度と断定するものです。

しかし、こうした憲法解釈は、五十四条二項の戦前の反省に立つた非常時の権力濫用の排除です。

国会が七十日以内に召集されることを前提とした平時の制度と断定するものです。

しかし、こうした憲法解釈は、五十四条二項の戦前の反省に立つた非常時の権力濫用の排除です。

法改正を行おうとするものと断ざるを得ません。憲法九十九条の憲法尊重擁護の義務と立憲主義に反する暴論は国民と参議院を愚弄するもので、我が会派は絶対に容認できず、議員任期延長改憲には明確に反対いたします。

緊急時における衆議院の任期延長は、憲法制定時の経緯や国民主権、基本的人権の尊重、国会中心主義のいずれの観点においても重大な問題をはらむものと言わざるを得ません。改めて議員任期延長改憲には断固反対を申し上げまして、私の意見といたします。

○会長(中曾根弘文君) 丸川珠代君。

○丸川珠代君 自由民主党の丸川珠代君です。

私は、参議院の緊急集会を含む緊急事態対応について、これまでの議論の上に更に具体的な議論を重ねていくべきだと考えます。

参議院の緊急集会については、衆議院議員の不存により国会が召集できない場合に緊急の必要が発生したときに、総選挙による衆議院議員が選出され国会が召集されるまでの間、できる限り民主政治を徹底しながら暫定的な処置等を可能にするものであり、まさに二院制における参議院の極めて重要な役割であります。

同時に、日本国憲法は二院制を採用しております。その理由は、一九四六年末、帝国議会に提出された参議院議員選挙法案、現在の公職選挙法についての大村清一内務大臣の説明によれば、衆議院と参議院の両院の長所と欠点を相互に補い合う慎重な国会審議を行うためとされています。このことからすれば、日本国憲法が採用する二院制国会は衆参両院がそろって活動することが原則であります。そこから、憲法五十四条二項の参議院の緊急集会は、参議院の極めて重要な役割ではありますが、衆議院の解散中の空白を埋める二院制の例外として位置付けられているものと考えられまつります。

つまり、参議院の緊急集会があつても、衆議院議員の不在が長引くということを憲法は想定はしていません。緊急集会の権限についても、国会の

全てに及ぶと解されているわけではなく、特に總理の指名については否定的な見解が大半です。そして、このような見解によりますと、国の存亡に直面するような海外からの軍事攻撃や国土に壊滅的な被害を与える自然災害に直面した場合において、總理が欠けた、あるいは欠けていたときには参議院の緊急集会では新たな總理の指名について対応し切れない事態となりかねません。そして、このような事態は起り得ます。関東大震災発生後任の山本権兵衛總理は天皇陛下による大命降下に基づいて震災発生の翌日に任命され、組閣をしております。

国家の存立が脅かされる危機的な事態にあっても国家機能を維持し、それをもつてしっかりと国民の皆様の安全を守り抜くことができる搖るのない案を国民の皆様に示し判断を仰ぐことは、私どもの大きな役割の一つと考えます。その観点から、私は、緊急集会の議論と併せて、衆議院、さらには国会議員の長期にわたる不存在や召集不可能時への対応、そして他国憲法にあるような緊急政令等の制度、これらに係る憲法改正の議論を整理された論点ごとに具体的に条文化を目指して進めていくべきと考えます。

○打越さく良君 立憲民主・社民の打越さく良です。自衛隊の憲法への明記について意見を述べま

す。以上、今後の進め方についての私の考えを申し述べて、発言を終わります。

○会長(中曾根弘文君) 打越さく良君。

岸田總理・自民党總裁がリーダーを務める宏池会はハト派とされてきました。岸田總理がめり込む憲法改正は、宏池会出身の總理・總裁として、このようないくべきだと思われます。国民の多くが、政府に対して、十一ブロック制・個人名投票ということについて述べさせていただいたところでございます。

歴代自民党總理・總裁の中でも代表的な護憲派といえば宮澤喜一氏です。宮澤氏は著書の中で、余りにも異質です。

条文があつて、その下で自衛隊が変転を経て今の姿になつたのだから、そうなつたからといって条文そのものを変える必要はない、一種の歴史的な所産としてあつていい、國の法律の基本になる憲法改正を数の力で争う場合に生じる国内の分裂を考えただけでも、それだけの労に値しないことは明らかだ、仮に押し切つて成立しても、そのような経過をたどつた改正はその後の国民生活に到底定着しないだろうと述べておられました。

日本は戦後七十八年にわたつて戦争をしませんでした。自衛隊は海外で戦争に参加することは一度もありませんでした。さきの大戦では余りにも多くの国民が命を落としました。約三百十万人もの犠牲者が出来ました。その犠牲の上に築かれた平和を日本は享受してきました。

自衛隊は海外で戦争をしない、あくまでも領土、領海が攻められた場合の専守防衛を行う、この解釈はアメリカから押し付けられたわけではなく、歴代自民党政権が自ら作つたルールです。それを現行安保法制は変えてしましました。歴代自民党政権がつくってきた集団的自衛権は行使しないといふ解釈を、何の論理的整合性もなく、必要性についての説明もなく、勝手に変えてしまいました。

現憲法下における安保法制の在り方こそ本審査会で真剣に議論すべきです。今多数を持つているからといって、説明責任を果たさず、反対の意見を無理やり押し切つて、中身のない議論で改憲を進めることは許されません。それは民主主義ではありません。

いま一度、宮澤氏の見識を共有すべきであることを申し上げて、私の意見表明とします。

○会長(中曾根弘文君) 嶽田哲也君。

岸田總理・自民党總裁がリーダーを務める宏池会はハト派とされてきました。岸田總理がめり込む憲法改正は、宏池会出身の總理・總裁として、十一ブロック制・個人名投票ということについて述べさせていただいたところでございます。

国民の政治不信が高まっています。桃山学院大学の田中祥貴教授は、一方で、「参議院と憲法保障」の中で、より深刻なのは国会の制度的な問題と指摘をしております。国民の多くが、政府に対して国会は余りにも無力で、政府の政策を統制することなど不可能だと考へてゐるというのです。

理由として、国会機能の強化が図られていない点を挙げます。権力創出機能を持つ衆議院とは一線を画する参議院にこそ政治への信頼を取り戻す可能性が秘められているのではないかと考えます。

そこで、本日は、同教授の説を土台に参議院改革についての所見を述べたいと思います。

上院が下院と一致するなら無用、下院に反対するならば有害とする一院制論が語られて久しくなります。同教授は、このジレンマから参議院を解説について、教授は、政府から一定の距離を保つつつ、長期的、総合的視点から政府の政策を監視、統制し、法規範の合理性を担保する機能と定義をしています。

衆議院に小選挙区比例代表並立制が導入をされ、政党の公認、推薦権が大きな影響を持つようになります。政権与党が過半数を占めている以上、政府の政策は衆議院においては止まることがあります。憲法上、衆議院に支持される内閣を監視、統制し得るアクトーが存在するとすれば、それは参議院改めて肝要なことは、党派性を可能なく抑制することへの配慮と強調しております。

かつて、私、これ、松川先生について申し上げたんですが、平和を愛する諸国民の公正と信義云々の前に、日本国民は、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するという文言があります。この言葉の趣旨は、岸田総理が国会で答弁し、先日は上川外務大臣に答弁をしていただきました。

ウクライナや、あるいはこのイスラエル、パレスチナの紛争において子供たちや人々が犠牲になつて、人間の、人類を超えた、国境を越えていた、国家じやないんです、諸国民であれば、人間であればみんな持つている道徳律のことを言つた。そうした考え方で日本と世界の平和を創造し、守つていくという考え方なんです。現に、このパレスチナ、イスラエルの問題で安保理の決議は世界の声によって初めて実現をされました。

こうした憲法の平和主義や九条を理解して、そして、せめて過去の会議録を検索してこの憲法審査会に臨んでいただこうと強く求めます。

○会長 中曾根弘文君 青山繁晴君。

○青山繁晴君 自由民主党の青山繁晴です。

私は、日本国憲法の第九十六条の改憲条項について意見を申します。改正へのハードルが高い条項として知られています。同時に、その高いハードルを越えるほどの必然性があれば改憲を国民に問うべきという条項でもあると国会の現場にて考えます。そして、九十六条の最大の特徴は、国政の中で唯一、主権者が直接国民投票によって意思決定をなさる、国の大切な根本法規をめぐる日本の意思を最終決定なさる権利を盛り込んでいることあります。

隣国ロシアが国連の安保理の常任理事国としての平和への責務をあらうことが自ら否定し、第二次大戦後の国際秩序を根本から破壊して、ウクライナ戦争をロシア国民を理不尽に動員してまで遂行していること、同じく隣国の北朝鮮がそのロシアの協力により、軍事偵察衛星を地球の周回軌道

に乗せて核攻撃のターゲティングを日本を含めて進めていることを見れば、第九条の改正の必然性が高まっているという声が国民の中にはあります。もとより、国民の全部ではありません。しかし、かつてなく多くの主権者から現にお聞きしていま

す。

本当は、西暦二〇二二年九月十七日の日朝首脳会談で国会は九条を考える客観的な必要性に気付くべきでした。当時の金正日総書記は初めて拉致の事実を認めました。実はこれは予想されていました。しかし、北朝鮮の国の責任は認めないと、という事が事前の予想でした。ところが、金正日総書記は国がやつたと言つた。なぜか。九条の最後の一項、「國の交戦權は、これを認めない。」という条文によつて、相手が国であれば日本は領土を奪われても国民を拉致されても何もできないからです。

救出を準備すれば、戦争になるのではなく、したたかな北朝鮮が初めて本当の交渉のテーブルに着くと予想できます。これはあくまで私という国会議員の問題提起です。しかし、憲法審査会という国会内の議論だけではなく、国民がその意思を、改憲に反対にせよ、賛成にせよ、直接示される権利を行使していくべき時期に来ていると考え、委員お一人お一人に党派を超えてまさしく問題提起いたしました。ありがとうございます。

○会長 中曾根弘文君 石川大我君。

○石川大我君 立憲民主・社民の石川大我です。

私はからは、最高裁で確定した違憲判決や決定についても積極的に本審査会で取り上げ議論すべきと、前回に重ねて申し上げます。

十月二十五日、最高裁判所大法廷は、性同一性障害特例法について、十五人の裁判官一致の判断で、性同一性障害の当事者が性別を変更するためには誰が行おうと犯罪なのですから、犯罪は犯罪として取り締まればよいのです。そして、全ての人女性や女児の安心、安全とトランスジェンダー女性の人権は対立する概念ではありません。犯罪が安心して利用できる公共施設をつくるにはどうしたらよいかを考えいくのが健全な社会です。トランスジェンダーの人たちの受けている差別問題について、憲法に反するという判断をしまし

ますが、政府の姿勢は、決定から約一か月半、具体的な動きは見えず、後ろ向きと言わざるを得ません。

また、自民党からは、最高裁の決定に従い法改正を進めるどころか、その逆のトランスジェンダー差別にもつながりかねないような発言が相次いでおり、極めてゆゆしき事態です。

先日の参議院本会議では、公衆浴場やトイレ、更衣室に本人の性自認のみで立ち入れるようになります。

これはあくまで私という国会議員の問題提起です。しかし、実際はどうでしょうか。公衆浴場について、厚労省の通知により、身体的な特徴をもつて判断するとのルールがあり、本人の性自認のみでは女湯には入れません。また、たとえ外観

要件がなくなつた場合の男性器のある戸籍上女性についても、同様に女湯に入ることはできないのです。こうしたルールについて、当事者団体は同意し、異議を唱えていません。

国会議員として行うべきことは、差別をあおるのではなく、こうした誤解や偏見に対しても十分に理解は深まっています。会議は踊るではありませんが、これ以上同じことを繰り返して時間を空費すべきではないと思います。

○会長 中曾根弘文君 松川るい君。

○松川るい君 ありがとうございます。

○会長 中曾根弘文君 松川るい君。

ただいまの件につきましては、後刻幹事会で協議をいたします。

○松川るい君 ありがとうございました。

○会長 中曾根弘文君 松川るい君。

ただいまの件につきましては、後刻幹事会で協議をいたしました。

○松川るい君 ありがとうございました。

憲法審査会の今後の取り進め方について申し上げたいと思います。

この審査会においては、様々な論点について各党各人が意見の表明をもう何年も行つてきました。憲法九条についても、緊急事態についても、合区解消についても、既に十分に理解は深まっています。

この審査会について、様々な論点について各

党各人が意見の表明をもう何年も行つてきました。憲法九条についても、緊急事態についても、

合区解消についても、既に十分に理解は深まっています。

この審査会について、様々な論点について各

党各人が意見の表明をもう何年も行つてきました。憲法九条についても、緊急事態についても、

合区解消についても、既に十分に理解は深まっています。

この審査会について、様々な論点について各

党各人が意見の表明をもう何年も行つてきました。憲法九条についても、緊急事態についても、

いても本審査会で議論することが国民の人権を擁護するために不可欠です。幹事会での協議をお願いしたいと思います。

なお、私たち立憲民主党は、最高裁が違憲とした生殖不能要件に加え、三名の裁判官が違憲と判断している外観要件についても削除をする議員立

法を用意しています。先進国の趨勢から見れば、手術要件を撤廃する方向に進んでおり、速やかな改正が必要であることを申し上げ、私の発言といたします。

ありがとうございました。

○会長 中曾根弘文君 松川るい君。

ただいまの件につきましては、後刻幹事会で協議をいたしました。

ただいまの件につきましては、後刻幹事会で協議をいたしました。

ただいまの件につきましては、後刻幹事会で協議をいたしました。

ただいまの件につきましては、後刻幹事会で協議をいたしました。

それにもかかわらず、本審査会が永遠に議論を続けるだけで具体的な憲法改正案について検討もしないということであれば、本審査会は国民の期待に背き、任務を果たしていないと言わざるを得ません。

○会長(中曾根弘文君) 大島九州男君。
○大島九州男君 大島九州男でございます。
この憲法審査会、いろんな議論をそれぞれの先生方がおつしやる。これは例えると、的に向かつて自分の方向に球をこう投げているので、キヤツ

法、両院議員の選舉に関する事項は法律でこれを定めるしておりますが、時代の流れとともに人口偏在による較差問題が生じ、法律で立法府が制定した選挙制度が憲法第十四条第二項の法の下の平等を根拠に否定をされてしまことなりました。

○福島みづほ君 福島みづほ君
立憲・社民共同会派の福島みづほ君
と申し上げ、意見とさせていただきます。

先ほど衛藤議員からも御提案がありましたが、

チボールできていながら、国民としてはどうい

た。

ほです。

ると思いますが、全ての論点について最初から取り上げることは作業的にも大変でしょうから、まず九条又は緊急事態、集会などワンアンジエンダを取り上げて、各党代表による起草グループで具体的な案文又は要素案を作つて作業することを提案

で、いかが議論が進まないという。国民が最終的に判断をしていかなければならないこの問題について、いかに国民の皆さんに分かりやすく理解をしていただぐかということがやつぱりこの審査会でも非常に重要な議論だというふうに私個人は思いました。

全国からの反対が大変多く、人口格差が広がれば更に合区が増え、地域格差、経済格差がますます広がるという懸念の中から、これらを解消するような要望が出ております。これらを解消するためには、憲法上、都道府県を参議院の選挙区とする定数をしつかりと明記する必要があります。

専守防衛、非核三原則、海外に武器を売らない、軍事研究をしない、武器見本市をしないなど、主張する重要な、集団的自衛権の行使はしない、戦争はしないなど、まさに九条のつとつて平和国家をつくつてきました。その九条の意義は大変大きい。世界でもし日本に対する信用というものがまたあるとすれば、まさに九条からくる信用だと思います。

そして、その前提として、まずは次回の審査会では各党が本審査会に具体案を提出して、その案に基づいて議論をすることを提案したいと思います。国民の皆さんはそういう具体的な議論を聞い

ただ、忘れてはならないのは、この日本の役割、唯一の被爆国として、そしてまた、国民の大切な命を奪った戦争の悲惨な結果によつてこの国が成り立ってきたその歴史は忘れてはならない。

の法に基づき活動し、命懸けで国家国民のために活動している現状について、この現状に対して多く必要があるものと考えます。

るとすれば、まさに九条からくる信用だと思います。

います。また、反対の政党の方は具体案を目の前にして具体的に反論されればよいと思います。

たち国会議員が国民とまた世界平和のために議論を論じておられるかといふのである。その根底に立つた議論を国民党の皆さんに分かりやすく提供していく、この審査会の役割が求められているのではないかと。是非会長にお願いしたいのは、やはりそれぞれ

活動している現状について、この現状に對して多くの國民がこれを認識しているものの、憲法に明記がない現状では多くの憲法学者が自衛隊を違憲だとする現状にあります。昭和三十四年の最高裁判決、砂川判決の自衛隊の存在を認める判例があるにもかかわらず、認識は変わらない。そのこと

いることに対する、はつきりなぜ政府は、岸田翁相は国際法違反だと言わないんですか。平和をつくるためにしつかりやるべきじゃないですか。平和をつくる努力を政治がしないで、そんたくはかりして、平和をつくる努力をしなくて九条が無力だというのは、それは本末転倒です。九条のせいであります。政府が平和をつくるための努力

の要請に応じて憲法が改正されることを憲法自身が予定していることは明らかです。

ちなみに、さつき、諸国民の公正と信義に信赖

な意見を聞わせて、キヤツチボールをしているその議論を国民の皆さんに広く示していただいて、最後は国民の皆さんが判断をする、そういう場面においてただくことをお願いして、私の発言を終わら

自体、自衛隊による災害対応や国民救助活動そのものを憲法違反と否定することにほかならないのではないかと考えます。

いではありません。政府が平和をつくるための努力をしていないからではないでしょうか。先ほど九条明記についていろいろ意見がありました。

れていないうえでそれども、これは元々マツカーサー・ノートが基になつていて、日本が永遠に軍事的に強くなることを奪うために挿入した部分であつまつて、この条文が公表されると翌日の新聞

○会長(中曾根弘文君)　ただいまの件につきましては、後刻幹事会にて協議をいたします。

動しているものの、あつ、済みません、失礼します。ほかも、緊迫する世界情勢の中、参議院の緊急集会又は緊急事態条項、教育格差問題なども含め、憲法上の問題点をしつかり精査していくことが本調査会の役割であると考えます。今後の議論を深めていくために、ある程度の期

では、こんな空想的なことを書いていては日本国民がかえって憲法を信頼しなくなるのではないかといった記事も出されたことも申し上げておきたいと思います。

○加藤明君　自由民主党の加藤でございます。
前回の調査会で、合区解消について意見を述べ
ました。

これが本調査会の役割であると考えます。

第二十八部 憲法審査会會議録第二号 令和五年十二月六日 【參議院】

める声を上げている。そして、その声によって現実に世界の外交も日本の外交、松川さんは外務省の政務官であられたと思いますけれども、動いているわけなんですね。そうした事実を全く認めない。

そして、GHQ草案を問題にするくせに、GHQ草案にはなかつた参議院の緊急集会、まさに日本は災害大国でもあるので、衆議院がいないとき立法機能を確保する。その日本側の提案において設けられた世界に冠たる緊急事態条項である参議院の緊急集会を曲解して憲法違反の見解を述べ続けるというのは一体何事ですか。GHQ草案が好きなんだつたら、嫌いなんだつたら、どっちでいいですから、統一した態度を取つていただきたいと思います。

最後に、会長にお願いをしたいんですが、今申し上げましたように、先ほど、猪瀬先生ですね、防衛装備の移転のことをおっしゃいましたけれども、日本は、政府は一貫して憲法前文の平和主義、全世界の国民の平和的生存権を確認する憲法の下で武器を輸出すれば世界の人々が傷つくことは小学生でも分かりますから、よって、武器、防衛装備の移転はできないという憲法解釈であり、衆参の国会決議があつたわけでございます。なので、憲法の前文の趣旨について、これはもう日本国憲法の全ての条文の解釈の指針、憲法を定めた目的規定、動機そのものでござりますので、その理解をしていない国会議員がいらっしゃるのであれば憲法改正を議論する資格は私は全くないと思いますので、会長にお願いいたしますが、憲法前文とは何か、その趣旨について、政府のこれまでの憲法解釈、あるいは政府の外務省などの運用、そうしたことについてこの憲法審査会で議論をすることを求めさせていただきます。

○会長(中曾根弘文君) ただいまの件につきましては、後刻幹事会にて協議をいたします。

○小西洋之君 では、以上で終わります。

ありがとうございました。

○会長(中曾根弘文君) 小林一大君。

○小林一大君 自由民主党の小林一大でございました。

緊急事態対応について申し上げます。

我々はこの三十年でもう何度も大震災を経験して、今後、首都直下、南海トラフ巨大地震など自然災害による緊急事態の発生が想定をされています。また、世界に目を向ければ、ウクライナや中東情勢など緊迫した状況が続き、北朝鮮は弾道ミサイル発射を繰り返し、中国、北朝鮮の連携が強化されるなど、我が国を取り巻く安全保障環境が更に厳しさを増していることは言うまでもあります。

せん。

そうした中、立法府の責任はいかなる事態が発生しても国民の生命と財産を守り抜くことだと思います。

そのため、参議院の緊急集会に加えて

憲法に緊急事態条項を整備し、二院制国会を機能させたための議員任期延長など国会機能維持のための措置を講じておくことは急務であり、立憲主義の観点からも極めて重要です。その上で、議員任期延長により国会機能維持を図ろうとしてもできないような場合、すなわち議員が参集できない、国会が物理的に開会すらできないような究極の事態も想定しておかなければなりません。

具体的には、究極の事態において内閣が一時的に国会機能を代行する緊急政令や緊急財産処分の制度も必要と考えます。なお、議員任期延長、緊急政令及び緊急財産処分を含む緊急事態対応全般に関連して、さきの国会では政府の暴走や濫用を防ぐ必要があるとの意見もありました。これに

は、憲法前文とは何か、その趣旨について、政

府のこれまでの憲法解釈、あるいは政府の外務省などの運用、そうしたことについてこの憲法審査会で議論をすることを求めさせていただきます。

○会長(中曾根弘文君) ただいまの件につきまし

ては、後刻幹事会にて協議をいたします。

○小西洋之君 では、以上で終わります。

最後になりますけれども、自然災害や安全保障上の危機は私たちの検討を待つてくれません。早

急にこれまでの論点整理を踏まえつつ、現行憲法に定められた緊急集会の機能についても、参議院同時に定められた緊急集会の機能についても、参議院の最高機関であり唯一の立法機関である国会の機能を維持することで、民主主義を守りながら国民の生命と財産を守り抜くため、議員任期延長、緊急政令及び緊急財産処分について具体的な条文議論を含む前向きな議論を始めるべきです。それこそ憲法審査会に課せられた責務であると申し上げて、意見とします。

ありがとうございました。

○熊谷裕人君 熊谷裕人君。

発言お許しいただきまして、ありがとうございます。

立憲民主・社民の熊谷でございます。

参議院の緊急集会についてもう一つ言及をさせ

ていただきたいと思います。

緊急集会の権能については、国の緊急の必要があ

るときに国会の機能を一時的に代行するものと

して、内閣が示した案件に関連する範囲内で法

律、予算など広く国会の権限に属するものに及ぶ

と考えております。一方で、案件の性質から見て

参議院の単独議決や緊急の必要性の観点から認め

られないものがあるとも考えております。

具体的には、憲法改正の発議や内閣不信任決議

案はこの緊急集会の権能の外にあると解すべきで

あるというふうに私も考えておりますが、内閣総理大臣の指名については、憲法七十一條の内閣の職務遂行義務と内閣法第九條の内閣整理大臣臨時代理制度で対処るべきものと考えております。

先ほどの発言がありましたけれど、この制度で十

分ではないかというふうに思っております。

そして、この本審査会で過去に参考人の方が發

言をしておりますが、その参考人の方の学説のよ

うに、甚大な国家緊急事態により総理及び多数の

國務大臣を欠いてしまったとしても、選挙を実施

延長せざるを得ない非常事態では緊急の必要性が

あるとしてこの総理の指名もあるのではないかとうふうに考えております。

我々は参議院でありますので、改めて参議院の

国民による選挙を経ない任期延長には必要ないと主張させていただいて、緊急時には参議院が国会

機能を可能な限りしつかり代替できるように、本

審査会において十分に議論を進めていきたいと私

自身も思っておりますので、皆さんと十分な議論

をしていきたいと思います。

私の意見表明はこれにて終わりにさせていただ

きます。

ありがとうございました。

○会長(中曾根弘文君) 青山繁晴君。

ありがとうございました。

○青山繁晴君 青山繁晴君。

ありがとうございました。

○会長(中曾根弘文君) 青山繁晴君。

ありがとうございました。

きるようになるので、それができるようになつてから初めて交渉になるんじやないですかと、これを公にも発言されておられました。しかし、私がえて申しますが、嫌がらせも大変多く、お住まいを移されたりもしたわけです。

すなわち、社会ではややタブーになつてゐる議論の嫌いがありますから、むしろ大島提案を受け、この憲法審査会で一致点を探すために、じや、本当にその九条の規定と拉致事件の発生、それから、取り戻せないで十三歳のめぐみさんが今還暦前になつたことと関係があるのかないのか、空理空論じやなくて、現実に即して意見交換するというのを一つ提案いたしたいと思います。ありがとうございます。

○会長(中曾根弘文君) ただいまの件につきましても、後刻幹事会にて協議をいたします。他に御発言もないようですから、以上で意見交換を終了いたします。

本日の調査はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後二時五十三分散会